

介護支援専門員実務研修受講試験は、厚生労働省の定めるところにより実施するもので、その定め等に変更があった場合は、ご案内の内容に変更が生じるとともに、追加の書類提出を求める場合等があります。

この試験は、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づいて行われるものです。

1 介護支援専門員の養成について

（1）介護支援専門員について

- ① 要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切な居宅サービス又は施設サービス等を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして法令で定める者をいいます。
- ② 介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設）、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護の事業者、看護小規模多機能型居宅介護の事業者並びに居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）等は、介護支援専門員を配置しなければなりません。

（2）介護支援専門員の養成の流れについて

